

## 「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」の改定案

当初 (環境配慮事項追加前) (平成 11 年 3 月 29 日策定)	現 行 (環境配慮事項追加後) (平成 18 年 1 月 31 日最終改定)	改 定 案				
<p><b>第 1 章 総論</b>  <b>第 1 節 基本的事項 (略)</b>  <b>第 2 節 環境影響評価及び事後調査の実施手順</b></p> <p>環境影響評価の実施にあたっては、まず、予測、評価の前提となる事業の種類、規模、土地又は施設の利用計画、工事計画等の事業計画を明らかにする必要がある。次に、事業実施に伴う環境影響の程度は、地域の生活環境、自然環境及び歴史的・文化的環境の状況並びに社会的状況によって異なることから、地域の概況を既往の資料等により把握した上で、環境に影響を及ぼすおそれのある行為（以下「環境影響要因」という。）を抽出し、技術指針で設定する環境項目から調査、予測及び評価する項目（以下「評価項目」という。）を選定するものとする。また、環境影響評価を実施する地域は、事業の種類、規模、地域の特性等を勘案して環境質の変化が予測される地域とする。</p> <p>技術指針に従って、各評価項目ごとに現況調査の内容、方法等を検討し、現況調査を実施した後、環境に与える影響の程度、範囲等を予測する。予測の結果、新たに環境保全のための措置が必要と判断される場合は、その内容を検討し、再度予測及び評価を行うものとする。</p> <p>事業の実施時又は実施後には、当該事業の実施が環境に及ぼす影響を把握するため、事業の種類、規模、環境影響の程度及び地域の環境の状況並びに予測の精度及び環境保全対策の実効性等を勘案して、事後調査の実施が必要と判断される項目を予測した項目から選定し、事後調査を実施する。事後調査の結果、予測し得なかった影響が明らかになった場合には、必要に応じて新たな環境保全対策の実施を検討するものとする。</p> <p>以上の各実施手順における基本となる事項を次に示す。</p> <p>1 事業計画の作成</p> <p>事業計画の策定に当たっては、環境影響要因を幅広く捉えた上で、<u>事業の実施場所、規模、施設計画、工事計画等それぞれの具体化の段階において、最新の知見を参考に環境保全に配慮を加え、大阪府環境総合計画その他の環境保全に関する諸計画とも整合した環境保全上適切な事業計画となるよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、環境影響評価の対象は、対象事業に係る事業活動その他の人の活動だけでなく、目的や実施時期が同じで事業全体を円滑に実施するために対象事業と調整がなされ一体不可分のものとして計画される事業（以下「関連事業」といい、対象事業と関連事業を合わせて「対象事業等」という。）に係る活動も含めることが必要である。</p> <p>以上の検討を踏まえ、事業計画について別表 1 に掲げる事項に関し、策定の経緯も含めできる限り具体的にとりまとめる。</p> <p>表 1 事業計画のとりまとめ事項</p> <table border="1" data-bbox="154 1816 1202 1896"> <tr> <td>ア. 対象事業の目的、内容</td> </tr> <tr> <td>イ. <u>対象事業の立地場所選定等の経緯</u></td> </tr> </table>	ア. 対象事業の目的、内容	イ. <u>対象事業の立地場所選定等の経緯</u>	<p><b>第 1 章 総論</b>  <b>第 1 節 基本的事項 (略)</b>  <b>第 2 節 環境影響評価及び事後調査の実施手順</b></p> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p>1 事業計画の作成</p> <p>事業計画の策定に当たっては、環境影響要因を幅広く捉えた上で、<u>「第 4 節 事業計画策定に当たっての環境配慮の実施手順」に従って、最新の知見を参考に環境保全に配慮を加え、大阪府環境総合計画その他の環境保全に関する諸計画とも整合した環境保全上適切な事業計画となるよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、環境影響評価の対象は、対象事業に係る事業活動その他の人の活動だけでなく、目的や実施時期が同じで事業全体を円滑に実施するために対象事業と調整がなされ一体不可分のものとして計画される事業（以下「関連事業」といい、対象事業と関連事業を合わせて「対象事業等」という。）に係る活動も含めることが必要である。</p> <p>以上の検討を踏まえ、事業計画について別表 1 に掲げる事項に関し、策定の経緯も含めできる限り具体的にとりまとめる。</p> <p>表 1 事業計画のとりまとめ事項</p> <table border="1" data-bbox="1249 1816 2297 1896"> <tr> <td>ア. 対象事業の目的、内容</td> </tr> <tr> <td>イ. <u>対象事業の計画策定の経緯（環境配慮の内容を含む。）</u></td> </tr> </table>	ア. 対象事業の目的、内容	イ. <u>対象事業の計画策定の経緯（環境配慮の内容を含む。）</u>	<p style="text-align: center;">同 左</p>
ア. 対象事業の目的、内容						
イ. <u>対象事業の立地場所選定等の経緯</u>						
ア. 対象事業の目的、内容						
イ. <u>対象事業の計画策定の経緯（環境配慮の内容を含む。）</u>						

<p>ウ. 対象事業において造成・設置する土地・施設の規模、構造等の計画、汚染物質等の排出負荷、緑化計画及び環境保全対策の実施の方針</p> <p>エ. 対象事業により発生集中する人及び物の流れ</p> <p>オ. 対象事業に係る工事計画</p> <p>カ. その他必要な事項</p>	<p>ウ. 対象事業において造成・設置する土地・施設の規模、構造等の計画、汚染物質等の排出負荷、緑化計画及び環境保全対策の実施の方針</p> <p>エ. 対象事業により発生集中する人及び物の流れ</p> <p>オ. 対象事業に係る工事計画</p> <p>カ. その他必要な事項</p>	
<p>2～10（略）</p>	<p>2～10（略）</p>	
<p><b>第3節 港湾環境影響評価の実施手順</b></p>	<p><b>第3節 港湾環境影響評価の実施手順</b></p>	
<p>港湾環境影響評価は、港湾計画に定めようとする港湾開発等に係る事業活動等が港湾及びその周辺の地域の環境に及ぼす影響を事前に予測及び評価するものである。</p>	<p>港湾環境影響評価は、港湾計画に定めようとする港湾開発等に係る事業活動等が港湾及びその周辺の地域の環境に及ぼす影響を事前に予測及び評価するものである。</p>	
<p>港湾計画は長期的かつ基本的な計画であり、土地利用等の細部を定めるものではないこと、予定される事業活動等の細部等は港湾計画段階では明らかになっていないこと、港湾開発等には港湾管理者以外の者が行う多くの事業活動が含まれていること等に鑑み、計画段階における環境影響評価として実施するものとする。</p>	<p>港湾計画は長期的かつ基本的な計画であり、土地利用等の細部を定めるものではないこと、予定される事業活動等の細部等は港湾計画段階では明らかになっていないこと、港湾開発等には港湾管理者以外の者が行う多くの事業活動が含まれていること等に鑑み、計画段階における環境影響評価として実施するものとする。</p>	
<p>その実施手順は、第2節の「環境影響評価及び事後調査の実施手順」に準じるものとするが、計画段階の環境影響評価として適切なものとなるよう、以下の取り扱いとする。</p>	<p>その実施手順は、第2節の「環境影響評価及び事後調査の実施手順」に準じるものとするが、計画段階の環境影響評価として適切なものとなるよう、以下の取り扱いとする。</p>	
<p><u>1</u> 港湾計画に係る主要な港湾施設及び土地（以下「港湾施設等」という。）の存在及び供用に伴い行われることが予定される事業活動その他の活動の中から、汚染物質等の排出、既存の環境を損ない又は変化させる行為等を環境影響要因として抽出するものとする。</p>	<p><u>2</u> 港湾計画に係る主要な港湾施設及び土地（以下「港湾施設等」という。）の存在及び供用に伴い行われることが予定される事業活動その他の活動の中から、汚染物質等の排出、既存の環境を損ない又は変化させる行為等を環境影響要因として抽出するものとする。</p>	
<p><u>2</u> 予測の前提の設定に当たっては、港湾計画の内容及びその具体化の程度に整合する方法により行うものとし、影響を過少に予測することのないよう配慮する。</p>	<p><u>3</u> 予測の前提の設定に当たっては、港湾計画の内容及びその具体化の程度に整合する方法により行うものとし、影響を過少に予測することのないよう配慮する。</p>	
<p><u>3</u> 予測の対象は、新たに港湾計画に位置付けられる港湾施設等の存在及び供用からの影響を基本とし、既設の港湾施設等による環境への影響、既定計画による開発行為が及ぼす環境への影響はこれをバックグラウンドとして取り扱うものとする。</p>	<p><u>4</u> 予測の対象は、新たに港湾計画に位置付けられる港湾施設等の存在及び供用からの影響を基本とし、既設の港湾施設等による環境への影響、既定計画による開発行為が及ぼす環境への影響はこれをバックグラウンドとして取り扱うものとする。</p>	
<p>（以下、略）</p>	<p>（以下、略）</p>	<p>同 左</p>

<p style="text-align: center;">当初 (環境配慮事項追加前) (平成 11 年 3 月 29 日策定)</p>	<p style="text-align: center;">現 行 (環境配慮事項追加後) (平成 18 年 1 月 31 日最終改定)</p>	<p style="text-align: center;">改 定 案</p>														
	<p><b>第 4 節 事業計画策定に当たっての環境配慮の実施手順</b></p> <p>事業計画の策定に当たって、環境影響要因を幅広く捉えた上で、事業の実施場所、規模、施設計画、工事計画等それぞれの具体化の段階において、最新の知見を参考に環境配慮の視点から十分な検討を行い、その結果を計画に反映することにより、環境への影響を回避又は低減するよう努めるものとする。</p> <p>環境配慮は、実施しようとする事業の特性、地域特性を踏まえて、以下のとおり行うものとする。</p> <p>1 環境配慮を行う主体</p> <p>環境配慮を行う主体は、事業者とする。都市計画事業については、環境配慮を行う主体は、事業者とともに、土地利用、都市施設の整備等に関する計画を定める都市計画決定権者とする。</p> <p>2 環境配慮の対象とする項目</p> <p>計画策定に当たっての環境保全上の見地からの配慮の対象とする項目(以下「環境配慮項目」という。)を、別表 5 に示す。</p> <p style="text-align: center;">別表 5 環境配慮項目</p> <table border="1" data-bbox="647 1062 1685 1453"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">環境配慮項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本的事項</td> <td>周辺土地利用との調和、改変区域の位置・規模・形状の適正化</td> </tr> <tr> <td>循環</td> <td>資源循環、水循環</td> </tr> <tr> <td>生活環境</td> <td>大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壌汚染、日照障害、電波障害、都市景観</td> </tr> <tr> <td>自然環境</td> <td>気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合い活動の場</td> </tr> <tr> <td>歴史的・文化的環境</td> <td>歴史的・文化的景観、文化財</td> </tr> <tr> <td>環境負荷</td> <td>温室効果ガス、オゾン層破壊物質、廃棄物、発生土</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 環境配慮の方法</p> <p>(1) 調査の実施</p> <p>事業計画地及び周辺地域における環境の概況を把握するため、入手が可能な文献・資料により調査を行うものとする。また、それに加えて環境に重大な影響を及ぼすおそれがある項目については、必要に応じて「現地調査」を行うものとする。</p> <p>(2) 環境配慮事項の選定</p> <p>別表 6 に示す事業の種類区分ごとに、別表 7 に示す計画策定に当たっての環境保全上の見地からの配慮について検討すべき事項(以下「環境配慮事項」という。)の中から、事業特</p>	区 分	環境配慮項目	基本的事項	周辺土地利用との調和、改変区域の位置・規模・形状の適正化	循環	資源循環、水循環	生活環境	大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壌汚染、日照障害、電波障害、都市景観	自然環境	気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合い活動の場	歴史的・文化的環境	歴史的・文化的景観、文化財	環境負荷	温室効果ガス、オゾン層破壊物質、廃棄物、発生土	<p style="text-align: center;">同 左</p> <p>3 環境配慮の方法</p> <p>(1) 調査の実施</p> <p>事業計画地及び周辺地域における環境の概況を把握するため、入手が可能な文献・資料により調査を行うものとする。また、それに加えて環境に重大な影響を及ぼすおそれがある項目については、必要に応じて「現地調査」を行うものとする。</p> <p><u>(2) 事業の実施場所、規模等の検討</u></p> <p><u>事業の実施場所、規模等を具体化する段階で、必要に応じて複数案を比較するなどして、環境保全に配慮された事業計画となるよう検討するものとする。</u></p> <p>(3) 環境配慮事項の選定</p> <p>別表 6 に示す事業の種類区分ごとに、別表 7 に示す計画策定に当たっての環境保全上の見地からの配慮について検討すべき事項(以下「環境配慮事項」という。)の中から、事業特</p>
区 分	環境配慮項目															
基本的事項	周辺土地利用との調和、改変区域の位置・規模・形状の適正化															
循環	資源循環、水循環															
生活環境	大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壌汚染、日照障害、電波障害、都市景観															
自然環境	気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合い活動の場															
歴史的・文化的環境	歴史的・文化的景観、文化財															
環境負荷	温室効果ガス、オゾン層破壊物質、廃棄物、発生土															

性、(1)の調査により把握した地域特性を踏まえて、環境配慮事項を選定するものとする。ただし、事業が一般的とは言えない特殊な内容を含む場合や特筆すべき地域特性を持つ場合などは、別表7の環境配慮事項の内容にとらわれず、特別に環境配慮すべき事項を設定するものとする。

**(3) 環境配慮の内容の検討**

選定又は設定した環境配慮事項について、事業の実施場所、規模、施設計画、工事計画等を具体化する段階で、必要に応じて複数案を比較するなどして具体的な環境配慮の内容を検討し、その結果を計画に反映するものとする。

**(4) 方法書等への記載**

計画に反映した環境配慮の内容及び計画の熟度に応じて検討しようとする環境配慮の内容は、方法書、準備書及び評価書に記載するものとする。

また、それに加えて、別表7に環境配慮事項として示されているにも係わらず、環境配慮事項として選定しなかった項目について、選定しなかった理由又は選定できなかった理由を、方法書、準備書及び評価書において明らかにするものとする。

環境配慮の実施手順及び関係する図書の作成について図に示すと次のとおりである。

別表6 事業の種類区分

区 分	事業の種類 <sup>1)</sup>
面整備事業	②ダム・堰、④飛行場、⑥廃棄物処理施設（最終処分場）、⑪土地区画整理事業、⑫新住宅市街地開発事業、⑬工業団地造成、⑭新都市基盤整備事業、⑮流通業務団地造成事業、⑯開発行為、⑰採石の事業、⑱発生土の処分の事業、⑲⑪～⑯の複合事業
交通施設整備事業	①道路、③鉄道
供給処理施設整備事業	⑤発電所、⑥廃棄物処理施設（最終処分場以外の施設）、⑦下水道終末処理場、⑧工場・事業場
埋立事業	⑩公有水面埋立て
建築物	⑨建築物
港湾計画	港湾計画 <sup>2)</sup>

備考1 事業の種類丸番号は、条例別表の項番号である。

2 港湾計画は、条例第34条第2項に規定する「対象港湾計画」のことである。

性、(1)の調査により把握した地域特性を踏まえて、環境配慮事項を選定するものとする。ただし、事業が一般的とは言えない特殊な内容を含む場合や特筆すべき地域特性を持つ場合などは、別表7の環境配慮事項の内容にとらわれず、特別に環境配慮すべき事項を設定するものとする。

**(4) 環境配慮の内容の検討**

選定又は設定した環境配慮事項について、施設計画、工事計画等を具体化する段階で、具体的な環境配慮の内容を検討し、その結果を計画に反映するものとする。

**(5) 方法書等への記載**

**ア. 事業の実施場所、規模等を具体化する段階の複数案等**

事業計画策定に当たって比較した複数案の内容、環境面から見た各案の長所・短所及び特に留意すべき環境影響の内容を、方法書、準備書及び評価書に記載するものとする。

記載する複数案は、環境への影響の回避又は低減の検討が可能なものとする。他の施策の組み合わせ等により対象事業の目的を達成できる案を検討した場合は、その案も記載するものとする。

なお、複数案を比較しなかった又は比較できなかった場合は、その理由を記載するものとする。

**イ. 環境配慮の内容等**

計画に反映した環境配慮の内容及び計画の熟度に応じて検討しようとする環境配慮の内容は、方法書、準備書及び評価書に記載するものとする。

また、それに加えて、別表7に環境配慮事項として示されているにも係わらず、環境配慮事項として選定しなかった項目について、選定しなかった理由又は選定できなかった理由を、方法書、準備書及び評価書において明らかにするものとする。

環境配慮の実施手順及び関係する図書の作成について図に示すと次のとおりである。

別表6 事業の種類区分

同 左

別表7 環境配慮事項

1 基本的事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	面 整 備	交 通 施 設	供 給 処 理 施 設	埋 立 事 業	建 築 物	港 湾 計 画
<b>1-1 周辺土地利用との調和</b>						
地域の環境計画の方針・目標等との整合を図ること。	○	○	○	○	○	○
事業に係る場所・規模・形状及び施設の配置・構造等の検討に当たっては、周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、環境への影響を回避又は低減するよう努めること。	○	○	○	○	○	○
事業計画地の下流域及び周辺地域において、上水取水地、農業用水利用、地下水利用等がある場合は、これらの利水への影響の回避又は低減に努めること。	○	○	○			
<b>1-2 改変区域の位置・規模・形状の適正化</b>						
土地の改変や樹木の伐採等を行う場合には、その改変区域の位置・規模・形状の選定に当たって環境への影響の回避又は低減に努めること。	○	○	○	○	○	○
事業計画地内での土工量バランスに配慮するよう努めること。	○	○	○		○	

2 循環

環境配慮項目及び環境配慮事項	面 整 備	交 通 施 設	供 給 処 理 施 設	埋 立 事 業	建 築 物	港 湾 計 画
<b>2-1 資源循環</b>						
循環資源のリユース・リサイクルに努めること。また、発生土の再利用に努めること。	○	○	○	○	○	
建物・施設については、将来、解体の際に発生する廃棄物の減量化・リサイクルが容易にできるよう適切な資材の選定等に努めること。			○		○	
<b>2-2 水循環</b>						
雨水の有効利用、水の回収・再利用を図るなど、水の効率的利用に努めること。			○		○	
雨水の地下浸透システムの導入、保水機能に配慮した土地利用を図るなど、雨水の貯留浸透・地下水涵養能力の保全・回復に努めること。	○	○	○		○	

別表7 環境配慮事項

同 左

3 生活環境

環境配慮項目及び環境配慮事項	面整備	交通施設	供給処 理施設	埋立 事業	建 築 物	港 湾 計 画
<b>3-1 大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭</b>						
自動車交通による環境影響を低減するため、供用時における道路、鉄道等の交通網を考慮して、適切な交通アクセスを確保するよう努めること。	○		○	○	○	○
公共交通機関の利用促進、物流の効率化などにより、施設供用時に発生する自動車交通量の抑制に努めること。	○		○	○	○	
施設で使用管理する車両については、低公害な車の導入に努めること。			○			
施設の規模、配置及び構造の検討に当たっては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害化学物質等による環境影響の回避又は低減に努めること。	○	○	○	○		○
工事計画の策定に当たっては、周辺環境への影響の少ない工法の採用、低公害型機械の使用、裸地の早期緑化等により、大気汚染、騒音、振動、粉じん、濁水等による環境影響の回避又は低減に努めること。	○	○	○	○	○	
<b>3-2 地盤沈下</b>						
地下水位の低下や地盤の変形が生じないよう配慮するなど、地盤沈下の防止に努めること。	○	○	○	○	○	
<b>3-3 土壌汚染</b>						
土壌汚染の発生及び拡散防止に努めること。	○	○	○	○	○	
<b>3-4 日照障害、電波障害</b>						
建物・構造物の配置・形状については、日照障害、電波障害に関する周辺環境への影響の回避又は低減に努めること。	○	○	○		○	
<b>3-5 都市景観</b>						
建物・構造物の配置・意匠・色彩等について、周辺景観との調和や地域性に配慮した工夫を施すとともに、必要に応じて植栽等により修景することにより、良好な都市景観の形成に努めること。	○	○	○	○	○	

同 左

4 自然環境

環境配慮項目及び環境配慮事項	面 整 備	交 通 施 設	供 給 処 理 施 設	埋 立 事 業	建 築 物	港 湾 計 画
<b>4-1 気象・地象・水象</b>						
土地の改変、建物・構造物の規模・配置・形状については、事業計画地及びその周辺における風向・風速、気温、地形、地質、土質、河川の水量・水位、湖沼への流入水量・水位、海域の潮流・波浪への影響の回避又は低減に努めること。	○	○	○	○	○	○
地下構造物の建設や地下水採取に当たっては、地下水脈への影響の回避又は低減に努めること。	○	○	○		○	
<b>4-2 陸域生態系・海域生態系</b>						
土地利用や施設配置の検討に当たっては、生物多様性と多様な生物からなる生態系への影響の回避又は低減に努めること。また、水域と陸域との移行帯における生物多様性の保全も考慮にいれるとともに、水域とその周辺の陸域及び移行帯を一体と捉えた生態系機能の維持に努めること。さらに、重要な動植物の生息・生育地をやむを得ず改変する場合には、改変地の修復、移植・代替生息地の確保など適切な措置を講じるよう努めること。	○	○	○	○		○
良好な緑地、水辺、藻場、干潟の保全と、多自然型工法の採用等による動植物の生息生育空間の創出に努めること。なお、緑地等の保全に当たっては、事業計画地周辺の良好な環境との連続性に配慮するとともに、まとまりのある面積の確保に努めること。また、緑地帯における植栽樹種の選定に当たっては、現存植生及び自然植生に配慮すること。	○	○	○	○		○
地域固有の自然生態系の保全の観点から、表土は流出防止措置を講じるなど適切に保全するとともに、削りとった表土を事業計画地内の植栽基盤として利用し地域の自然的条件に適応した植生の復元・創出に努めること。	○	○				
工事による粉じん、騒音、振動、濁水等が動植物の生育・生息環境に及ぼす影響の低減に配慮した工事計画の策定に努めること。	○	○	○	○		
<b>4-3 自然景観</b>						
人工物の位置、規模、形状等については周辺景観との調和に配慮し、良好な自然景観の保全に努めること。	○	○	○	○	○	
<b>4-4 人と自然との触れ合い活動の場</b>						
緑地空間、親水空間等を保全するなど、人と自然との触れ合い活動への影響の回避又は低減に努めること。	○	○	○	○	○	○

同 左

5 歴史的・文化的環境

環境配慮項目及び環境配慮事項	面整備	交通施設	供給処理施設	埋立事業	建築物	港湾計画
5-1 歴史的・文化的景観						
建物・構造物の配置・意匠・色彩等については、周辺の伝統的景観との調和に配慮し、必要に応じて植栽等により修景することにより、歴史的・文化的景観の保全に努めること。	○	○	○		○	
5-2 文化財						
土地の改変や建物・構造物の設置に当たっては、文化財の保全に努めること。	○	○	○	○	○	○

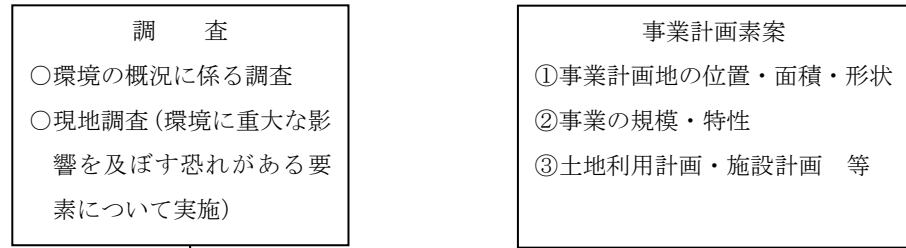
6 環境負荷

環境配慮項目及び環境配慮事項	面整備	交通施設	供給処理施設	埋立事業	建築物	港湾計画
6-1 温室効果ガス、オゾン層破壊物質						
省エネルギー型機器、コージェネレーションシステム、余熱利用、地域冷暖房の採用などエネルギーの効率的な利用や、太陽光など自然エネルギーの利用に努めること。また、温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に努めること。	○	○	○	○	○	
6-2 廃棄物、発生土						
事業活動により生じる廃棄物の発生抑制とともに、長期使用が可能な資材の使用に努めること。また、発生土の発生抑制に努めること。	○	○	○	○	○	

備考) 表中の面整備、交通施設、供給処理施設、埋立事業、建築物、港湾計画は、それぞれ、表3の面整備事業、交通施設整備事業、供給処理施設整備事業、埋立事業、建築物、港湾計画のことであり、○の付されている事項が当該事業の種類区分に係る環境配慮事項である。

同左





環境配慮事項の選定又は設定

方法書作成までに具体化する計画内容(事業の実施場所、規模、主要施設計画等)に関し、必要に応じて複数案を考慮するなど、具体的な環境配慮について検討し、その結果を計画に反映

【方法書】

＜方法書に記載する環境配慮の事項＞  
・方法書作成までに、計画に反映した環境配慮の内容  
・計画の熟度に応じて、方法書作成後に検討する環境配慮の内容

方法書作成後、準備書作成までに具体化する計画内容(工事計画等<sup>1)</sup>)に関し、必要に応じて複数案を考慮するなど、具体的な環境配慮について検討し、その結果を計画に反映

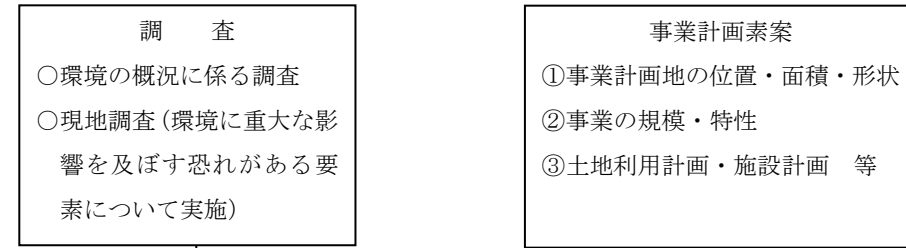
【準備書】

＜準備書に記載する環境配慮の事項＞  
・準備書作成までに、計画に反映した環境配慮の内容  
・計画の熟度に応じて、準備書作成後に検討する環境配慮の内容

準備書作成後、評価書作成までに具体化する計画(工事計画等<sup>1)</sup>)に関し、必要に応じて複数案を考慮するなど、具体的な環境配慮について検討し、その結果を計画に反映

【評価書】

＜評価書に記載する環境配慮の事項＞  
・評価書作成までに、計画に反映した環境配慮の内容  
・計画の熟度に応じて、評価書作成後に検討する環境配慮の内容



方法書作成までに事業の実施場所、規模等を具体化する段階で、必要に応じて複数案を比較するなどして、環境保全に配慮された計画となるよう検討

環境配慮事項の選定又は設定

方法書作成までに施設計画、工事計画等を具体化する段階で、具体的な環境配慮について検討し、その結果を計画に反映

【方法書】

＜方法書に記載する実施場所、規模等の検討内容＞  
・比較した複数案の内容、長所・短所及び留意すべき環境影響の内容  
＜方法書に記載する環境配慮の事項＞  
・方法書作成までに、計画に反映した環境配慮の内容  
・計画の熟度に応じて、方法書作成後に検討する環境配慮の内容

方法書作成後、準備書作成までに施設計画、工事計画等を具体化する段階で、具体的な環境配慮について検討し、その結果を計画に反映

【準備書】

＜準備書に記載する実施場所、規模等の検討内容＞  
・比較した複数案の内容、長所・短所及び留意すべき環境影響の内容  
＜準備書に記載する環境配慮の事項＞  
・準備書作成までに、計画に反映した環境配慮の内容  
・計画の熟度に応じて、準備書作成後に検討する環境配慮の内容

準備書作成後、評価書作成までに施設計画、工事計画等を具体化する段階で、具体的な環境配慮について検討し、その結果を計画に反映

【評価書】

＜評価書に記載する実施場所、規模等の検討内容＞  
・比較した複数案の内容、長所・短所及び留意すべき環境影響の内容  
＜評価書に記載する環境配慮の事項＞  
・評価書作成までに、計画に反映した環境配慮の内容  
・計画の熟度に応じて、評価書作成後に検討する環境配慮の内容

備考1) この実施手順は、工事計画等が方法書作成後に策定される場合について示しているが、工事計画等が方法書作成までに具体化する場合は、工事計画等策定に当たって配慮した内容を方法書、準備書及び評価書のそれぞれに記載すること。

図 環境配慮の実施手順と関係図書の作成（港湾計画以外の場合）

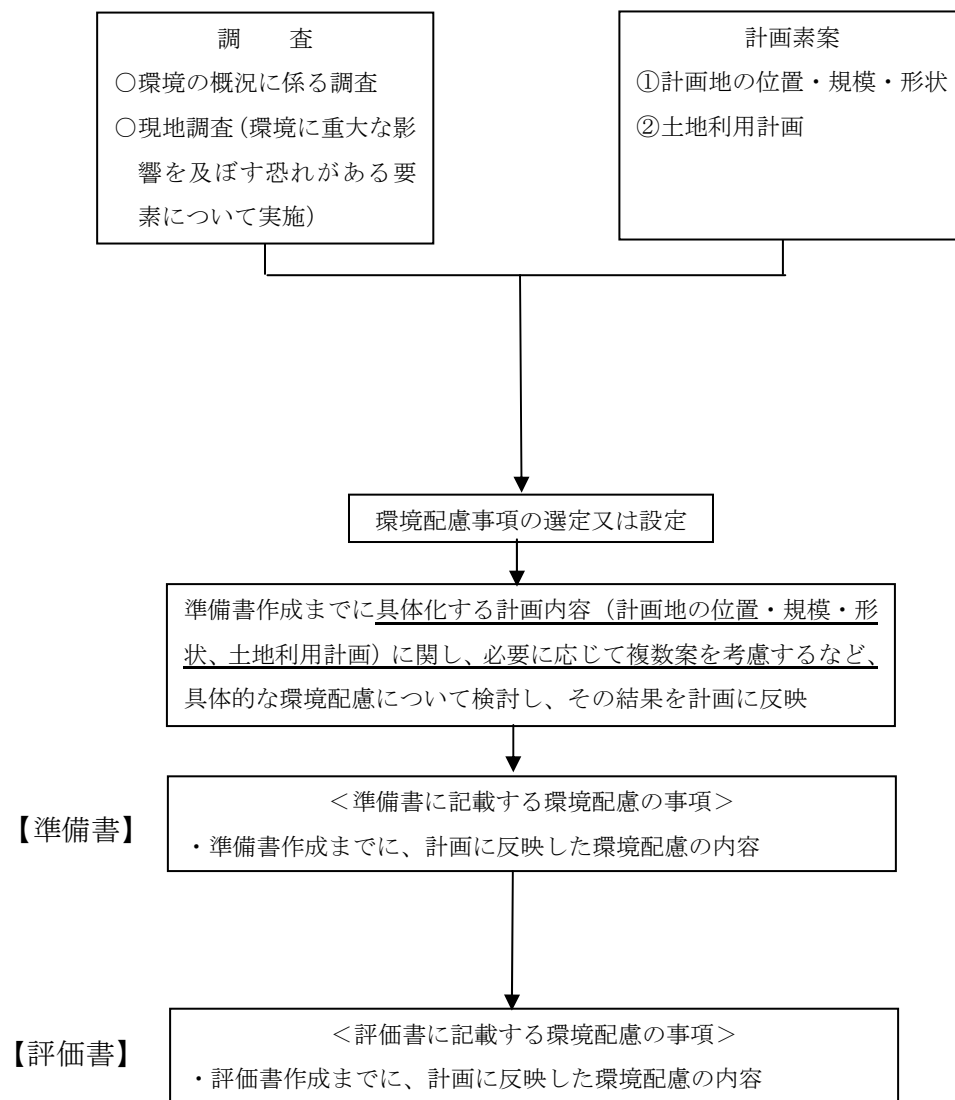


図 環境配慮の実施手順と関係図書の作成（港湾計画の場合）

備考1) この実施手順は、施設計画、工事計画等が方法書作成後に策定される場合について示しているが、それらが方法書作成までに具体化する場合は、それらの策定に当たって配慮した内容を方法書、準備書及び評価書のそれぞれに記載すること。

図 環境配慮の実施手順と関係図書の作成（港湾計画以外の場合）

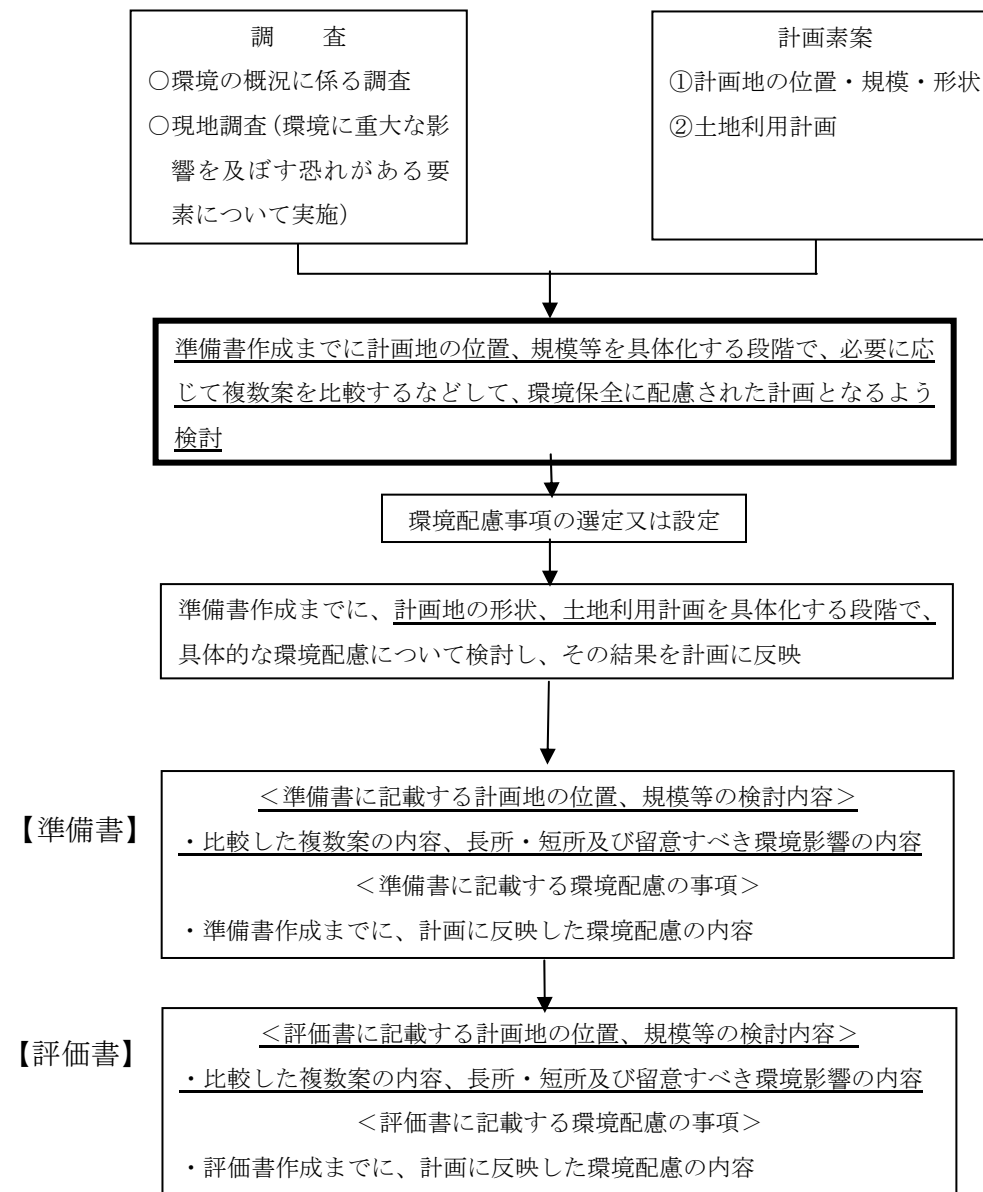


図 環境配慮の実施手順と関係図書の作成（港湾計画の場合）

